

食品専門展示会出展助成金 募集要領

1. 募集期間

<集中募集期間> 令和2年4月1日(水)~4月30日(木) 17:00 必着

※上記期間に提出された申請は「7. 審査方法」に沿って採択者を決定します
予算に残額がある場合は、5月1日以降先着順により採択者を決定します

2. 対象事業者

県外への販路開拓の意欲と、販売する自社製品を有する食品等製造事業者

なお、産業分類上の主たる業種が食料品製造業に属さない場合でも、自社で食品を企画・製造し、県外への販路開拓を目指す加工食品を有していれば助成対象とする

※年度内に申請できる回数は1事業者に1回とします

主たる業種が異なる場合の例

農林水産事業者が自らの栽培・採取した原料を加工した食品

飲食店で製造する冷凍惣菜 建設業が自社製造する調味料 等

3. 対象展示会

要綱に定める要件を満たし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに開催される展示会

※卸売事業者等が自社の販路拡大の一環で開催する展示会は対象としません

4. 対象経費

①出展小間料

展示会主催者に支払う出展小間料とし、共同出展、企業内ブースへの出展等による任意の第三者への支払は原則として助成対象外とする

②装飾料

展示会主催者もしくは装飾委託事業者等に支払うブース装飾費、備品等リース料、光熱水費等を対象とする

③旅費

展示会開催期間の前後1日を含む自社スタッフの交通費、宿泊費を対象とし、前後に別用務等で日程が超過する場合は当該日程に係る交通費(日程超過にかかる片道分)、宿泊費(超過日程分)は助成対象外とする

④輸送費

展示物、サンプル等の往復輸送費を対象とする

5. 助成上限額

本事業での助成額は、助成対象経費(税抜き額)の1/2以内かつ20万円以内とする

助成額算定の特例

下記の場合には助成上限額を上限として、対象額の特例を認めることとする

なお、特例を利用する場合は助成対象としない経費も含めた証書書類を提出することとする

①市町村等の補助事業を併用する場合

本事業と国県予算を財源としない市町村、団体の助成金等を併用する場合は、当該助成金を優先して利用したうえで、経費の3/4以内を助成対象とする

例：市単独予算により10万円の定額補助がある場合

経費30万円：市10万円、県15万円 → 助成率25/30【×】・・・県12.5万円に減額

経費40万円：市10万円、県20万円 → 助成率30/40【0.K】

②複数事業者により共同出展する場合

原則として、1事業者あたり1ブースの出展とするが、次の要件を全て満たす場合には、1ブースに複数事業者での共同出展を認める

- 1) 出展者それぞれに展示、商談のスペースが十分に確保できると認められること
- 2) 出展小間料及び装飾料は主催者、装飾事業者等への支払いを確認できる証拠書類を基に、1/2に共同出展者数を除した額を上限とする 例：2社出展＝支払額の1/4以内
- 3) 旅費及び輸送費はスペースを考慮した適切な人数、数量とすること
- 4) 共同出展者がそれぞれに本助成金を申請する場合は1ブースの助成は30万円を上限とする

6. 申請方法

強くしなやかな食品産業づくり補助金交付要綱で定めた下記の書類を、期日までに、しまねブランド推進課まで提出すること

- ・事業計画書(様式第1号の②)
- ・補助金交付申請書(様式第2号)
- ・県税の滞納がないことを証明する書類
- ・誓約書(様式第13号)
- ・展示会資料(募集要項など)
- ・会社概要、商品パンフレットなど
- ・直近2期の決算書

7. 審査方法

提出された事業計画書をもとに書面審査により、次の項目の順に予算額に達するまで採択者を決定する

- ①新型コロナウイルスの影響により、出展を申し込んでいたが中止になった展示会もしくは同様の展示会への出展 ※中止になった展示会の申込書等の書類を添付すること
- ②FOODEX2021への出展 ※同展示会での島根県ブースの出展を取りやめたための措置
- ③過去に県が設置する下記展示会の島根ブースへの合計出展回数の少ない事業者
 - ・スーパーマーケットトレードショー
 - ・FOODEX
 - ・アグリフードEXPO 東京及び大阪
 - ・シーフードショー東京及び大阪

【提出・問合せ先】

島根県しまねブランド推進課食品産業支援第二グループ 担当：川合

TEL 0852-22-5122/FAX 0852-22-6859/E-mail: tenjikai1@pref.shimane.lg.jp